

大潟村一般廃棄物処理基本計画

平成30年度（2018年度） ～ 平成39年度（2027年度）

令和3年3月一部改正

大潟村

目 次

第1節	計画の概要.....	1
1.	計画策定の目的	1
2.	計画の位置づけ	1
3.	計画の期間	2
4.	計画の範囲	2
第2節	計画策定の基本的事項.....	3
1.	村の概況.....	3
2.	ごみ処理の概況	4
3.	中間処理、最終処分施設の概要	9
4.	廃棄物処理施設の整備	9
5.	ごみ処理経路図	10
6.	実績.....	11
7.	ごみ処理の課題	20
第3節	ごみの排出量の推計及び数値目標	22
1.	ごみ排出量の推計	22
2.	数値目標.....	26
第4節	目標達成に向けた取り組み.....	28
1.	ごみの発生抑制のためのそれぞれの役割	28
2.	目標達成に向けた個別施策	29

第 1 節 計画の概要

1. 計画策定の目的

現在の大量生産・大量消費型社会は我々の生活をととても豊かにしましたが、同時に廃棄物埋立地の不足、地球温暖化、資源の枯渇などといった環境問題を地球規模で引き起こしています。こうした問題の解決については、市町村の役割である廃棄物処理が重大な役割を担っています。

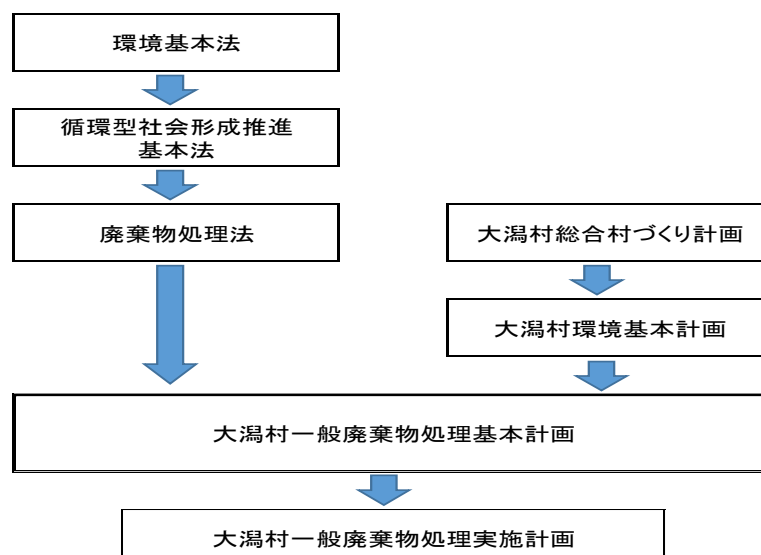
大潟村では、指定ごみ袋の有料化を始め、プラスチック・廃食用油・不用衣類といったリサイクル可能な資源の分別回収、生ごみの堆肥化など、これまで多くの施策を講じてきました。

こうした取り組みを今後も継続しさらに推進していくため、本計画でごみの発生から最終処分までの取り組みに関する必要な事項を定め、ごみの減量化やリサイクルの推進に向け最善の努力を図ることを目的に作成するものです。

2. 計画の位置づけ

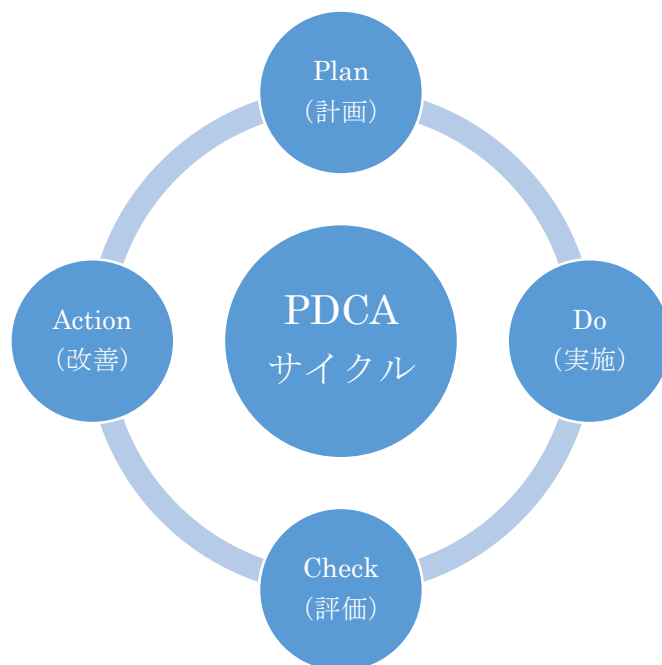
本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、ごみ処理に関する長期的、総合的な視点に立ちながら、計画的に推進するための基本方針となるものであり、「大潟村総合村づくり計画」や「大潟村環境基本計画」等と整合性を図りながら、ごみの発生抑制、資源化及び最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

なお、本計画の実施に関する事項は、毎年度策定する大潟村一般廃棄物処理実施計画において定めています。



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間とし、平成30年度から平成34年度までの5年間の前期計画、平成35年度から平成39年度までの5年間の後期計画とします。なお、本計画はおおむね5年ごとに見直しを行うほか、今後の社会情勢や廃棄物処理に関する法制度の改正等の内容によっては、計画期間内でもPDCAサイクル（P：Plan D：Do C：Check A：Action）に基づき適宜見直しを行うものとします。



4. 計画の範囲

本計画は大潟村で発生する全ての一般廃棄物を対象とします。

なお、生活排水については、本村は下水道普及率が100%であるため、本計画の対象外とします。

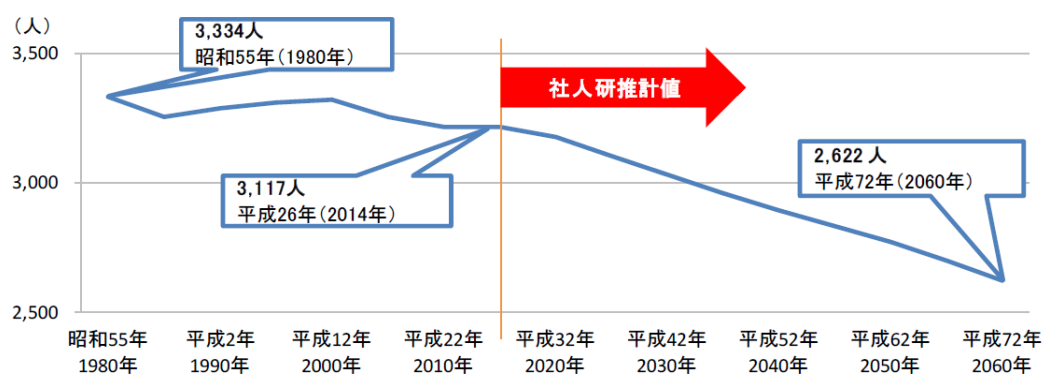
第 2 節 計画策定の基本的事項

1. 村の概況

(1) 人口の動向

大潟村は国営八郎潟干拓事業により食糧生産基地及び我が国の農村モデルとして発足しました。昭和 39 年、6 世帯わずか 14 人の人口で誕生し、総人口は昭和 55 年の 3,334 人から、平成 26 年には 3,117 人と緩やかな減少傾向で推移しています。

国立社会保障・人口問題研究所が実施した「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」によると、人口減少は今後も続き、平成 37 年には 3,106 人、平成 47 年には 2,963 人と 3 千人を割り込み、平成 72 年には 2,622 人と推計されています。一般的には、人口減少に伴いごみの量も減少することが予想されます。



出典：総務省 国勢調査

(2) 産業と社会経済の動向

平成 27 年度国勢調査就業状態等基本集計によると、産業別に見た本村の就業者数は農業が最も多く、全体の約 80 %を占めています。

基幹産業である農業は、先端技術の導入、農産物の 6 次産業化、畑作・施設園芸の拡大等により、所得の向上及び経営の安定化が図られ、平成 15 年度には農業産出額が 149 億円にものぼりました。

しかし、平成 30 年度にはコメの※生産調整が廃止になるなど、日本の農業は転換期にあります。どのような情勢下であってもたくましい大潟村農業の創出と農家所得の向上に資するため、戦略作物の生産拡大、農産物の輸出検討、育苗団地・園芸団地等の活用推進、GPS 田植機等先端技術の導入などを通してより多様な農業の展開を図っていきます。

※生産調整・・・農作物の需要が供給量を下回り続けた時などに、生産を抑制させる政策

2. ごみ処理の概況

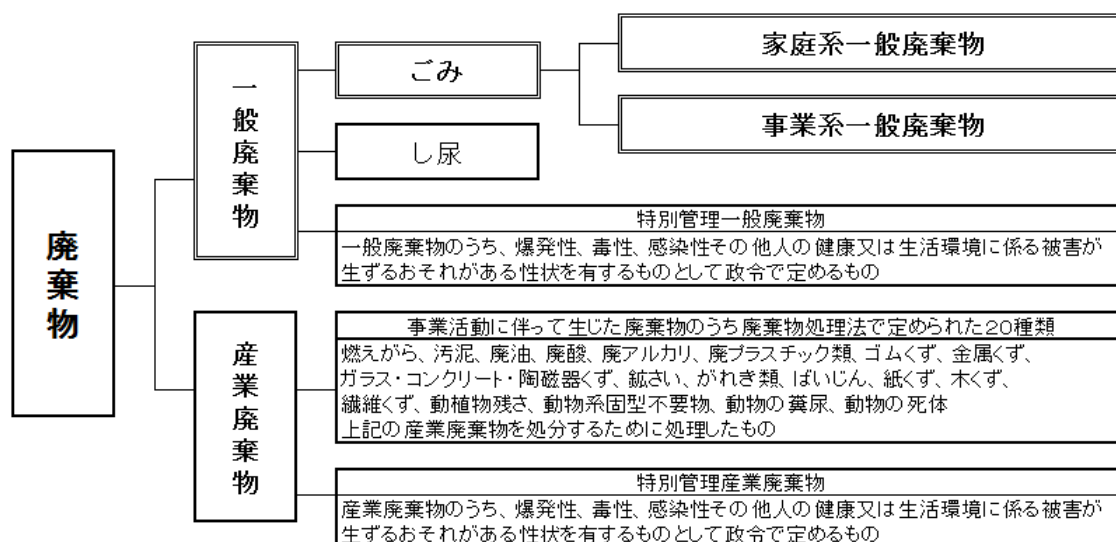
(1) 廃棄物の種類

廃棄物は、廃棄物処理法において一般廃棄物と産業廃棄物に区分されています。

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥など20種が法令で定められており、それ以外が一般廃棄物となります。

また、一般廃棄物、産業廃棄物の両方に人の健康や生活環境に被害を与えるおそれのあるもの（感染性廃棄物など）として、特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物があります。

本計画では、下表における二重線で囲ったものについて対象とします。



本村におけるごみの分別区分は、一般廃棄物（以下「ごみ」とする。）のうち家庭系ごみを「もやせるごみ」「もやせないごみ」「カン類」「ビン類」「ペットボトル」「古紙類」「粗大ごみ」「庭木・剪定枝類」「水銀含有ごみ」「廃食用油」「粗大金属くず」の11種類とし、事業系ごみを「もやせるごみ」「もやせないごみ」「カン類」「ビン類」「ペットボトル」「古紙類」「粗大ごみ」の7種類としています。

なお、各ごみの具体的な対象物については、中間処理を行う八郎湖周辺クリーンセンターの基準に合わせることにします。

(2) 収集・運搬

①家庭系ごみ

家庭系ごみの収集運搬については、ステーション回収方式及び拠点回収方式により行われます。

・ステーション回収方式

住民がそれぞれの住区に設置してある集塵箱にごみを排出し、村から委託を受けた収集業者が回収する方式

【対象ごみ】

もやせるごみ、もやせないごみ、カン類、ビン類、ペットボトル、古紙類

・拠点回収方式

住民が決められた場所に決められたごみを排出し、村から委託を受けた業者及び民間業者が回収する方式

【対象ごみ】

粗大ごみ、庭木・剪定枝類、水銀含有ごみ、廃食用油、粗大金属くず

分別区分	収集回収	対象物	手数料	排出方法	収集方法	運搬先
もやせるごみ	週3回 (月・水・金)	厨芥類、汚れた紙・布類、ゴム類、リサイクル不可のプラスチック、刈草・落葉 など	有料	大湯村指定ごみ袋(有料)に入れ、各住区に設置した集塵箱へ排出	村委託収集業者によるステーション回収	八郎湖周辺クリーンセンター
もやせないごみ	月1回 (第4木)	陶器類、ガラス類、スプレー缶、小型家電、鍋・フライパン など	有料	大湯村指定ごみ袋(有料)に入れ、各住区に設置した集塵箱へ排出		
資源ごみ	缶類	月1回 (第1火)	飲料用スチール・アルミ缶、缶詰類 など	有料	大湯村指定ごみ袋(有料)に入れ、各住区に設置した集塵箱へ排出	
	ペットボトル	月1回 (第2火)	飲料用ペットボトル (リサイクルマークが付されたもの)	有料	大湯村指定ごみ袋(有料)に入れ、各住区に設置した集塵箱へ排出	
	ビン類	月1回 (第4火)	ガラスビン、調味料・化粧品などのビンなど	有料	大湯村指定ごみ袋(有料)に入れ、各住区に設置した集塵箱へ排出	
	古紙類	月1回 (第3火)	新聞(チラシ含)、雑誌・雑紙、段ボール、牛乳パック	無料	紙ひもでしばり、各住区に設置した集塵箱へ排出	ごみ処分場 (ごみ処分場に運搬後民間業者へ売却)
廃食用油	村による収集なし (村と契約した民間業者が回収)		無料	ペットボトル等に入れ公民館、こども園、ごみ処分場のいずれかに自己搬入	民間業者による拠点回収 (直接資源化)	民間再生業者
粗大金属くず	村による収集なし (村と契約した民間業者が回収)		無料	ごみ処分場へ自己搬入		
粗大ごみ	随時	家具類、家電製品類、寝具敷物類、乗物類など	有料	ごみ処分場へ自己搬入し、重量により処理手数料を納める	村委託収集業者による拠点回収	八郎湖周辺クリーンセンター/ 民間再生業者
水銀含有ごみ	随時	蛍光管、水銀体温計・温度計、水銀血圧計	無料	公民館の回収ボックス又はごみ処分場に自己搬入		八郎湖周辺クリーンセンター
庭木・剪定枝類	随時 (冬期間を除く)	家庭から排出される庭木・剪定枝	有料	太さ5cm以上の部分とそれ以下の枝葉に分け、ごみ処分場へ自己搬入		

※なお、廃食用油、粗大金属くずについては、拠点回収場所から直接民間業者に引き渡すこととします。

②事業系ごみ

事業系ごみについては、排出事業者処理責任があることから、村では収集を行っていません。事業者がごみを排出する際は、村から許可を受けた収集業者又は民間事業者へ収集・回収を依頼するか、事業者自身で大潟村ごみ処分場リサイクルセンター（以下「ごみ処分場」とする。）に排出する必要があります。

分別区分		対象物	排出方法	運搬先
もやせるごみ		厨芥類、汚れた紙・布類、ゴム類、リサイクル不可のプラスチック、刈草・落葉 など	無色透明な袋に入れ、排出者が自らごみ処分場へ運搬もしくは許可業者・再生業者に戸別収集を委託（粗大ごみは袋不要）	八郎湖周辺 クリーンセンター
もやせないごみ		陶器類、ガラス類、スプレー缶、小型家電、鍋・フライパン など		
資源ごみ	缶類	飲料用スチール・アルミ缶、缶詰類 など		
	ペットボトル	飲料用ペットボトル（リサイクルマークが付されたもの）		
	ビン類	ガラスビン、調味料・化粧品のビンなど		
	古紙類	新聞（チラシ含）、雑誌・雑紙、段ボール、牛乳パック		ごみ処分場
粗大ごみ		家具類、家電製品類、寝具敷物類、乗物類、鉄くず など		八郎湖周辺 クリーンセンター

(3) 処分

①中間処理

もやせるごみ、もやせないごみ、カン類、ビン類、ペットボトル、粗大ごみ、庭木・剪定枝類については、八郎湖周辺地域にある5市町村（男鹿市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）で共同運営・管理している「八郎湖周辺クリーンセンター」（以下「クリーンセンター」という。）において中間処理されます。

もやせないごみ、カン類、ビン類、ペットボトル、粗大ごみについては、クリーンセンターのリサイクル施設へ運ばれ再資源化されています。

なお、カン類についてはスチール缶とアルミ缶に選別し、圧縮・成型後に売却、ペットボトルについては圧縮・梱包後に選別されたビン類とともに容器包装リサイクル法に基づいた指定法人へ引き渡されています。

もやせるごみについては熱回収施設へと運ばれ、リサイクル施設で発生したもやせないごみ、粗大ごみ由来の可燃性ごみとともに焼却処理されます。

ごみの区分	施設名	所在地	形式・能力	処理方法
もやせるごみ (もやせないごみ・粗大ごみ 由来・庭木、剪定木類含む)	八郎湖周辺クリーンセンター熱回収施設	男鹿市松木沢字板引 沢台73番地	60t/24h (30t/24h) × 2炉	全連続燃焼式
もやせないごみ・カン 類・ビン類・ペットボ トル・粗大ごみ	八郎湖周辺クリーンセンターリサイクル施設	男鹿市松木沢字板引 沢台73番地	15t/5h	選別・圧縮・ 梱包・破碎など

②最終処分

本村には管理型最終処分場がないことから、クリーンセンターにおいて焼却及び破碎後に排出される焼却灰や不燃残さ等（以下「焼却灰等」という。）は、男鹿市、五城目町、井川町に埋立処分を委託します。

③資源化

古紙類、水銀含有ごみ、廃食用油、粗大金属くずについては、中間処理を経ず民間業者によって資源化されます。

- ・古紙類

入札を行い最も買取単価の高い業者に売却し再資源化されます。

- ・水銀含有ごみ

野村興産(株)イトムカ鉱業所に逆有償で引き渡し再資源化されます。

- ・廃食用油

あやめサービス(有)に無償で引き渡し再資源化されます。

- ・粗大金属くず

入札を行い最も買取単価の高い業者に売却し再資源化されます。

ごみの区分	施設名	有償／無償／逆有償	所在地	所在地
古紙	民間再生事業者	有償	-	紙原料として再資源化
水銀含有ごみ	野村興産(株)イトムカ鉱業所	逆有償	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地2	蛍光管の原材料等として再資源化
廃食用油	あやめサービス(有)	無償	山形県山形市高木25番3	石けんの原料等として再資源化
粗大金属くず	民間再生事業者	有償	-	金属原料として再資源化

※逆有償・・・再資源化するために必要な費用を引き渡し側が負担して引き取ってもらうこと

3. 中間処理、最終処分施設の概要

【クリーンセンター】

- ・所在地 男鹿市松木沢字板引沢 7 3 番地
- ・供用開始 平成 2 0 年 3 月
- ・敷地面積 5 5, 4 8 0 m²
- ・施設規模 熱回収施設 3 0 t/24h×2 基= 6 0 t/24h
リサイクル施設 1 5 t/5h
- ・構造 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
鉄骨鉄筋コンクリート等 地下 1 階、地上 4 階建て
- ・処理方式 全連続燃焼式
- ・焼却炉型式 水冷式ストーカ炉
- ・公害防止装置 有害ガス除去装置
- ・燃焼ガス冷却 水噴射式
- ・破砕機形式 回転式破砕機

【ごみ処分場】

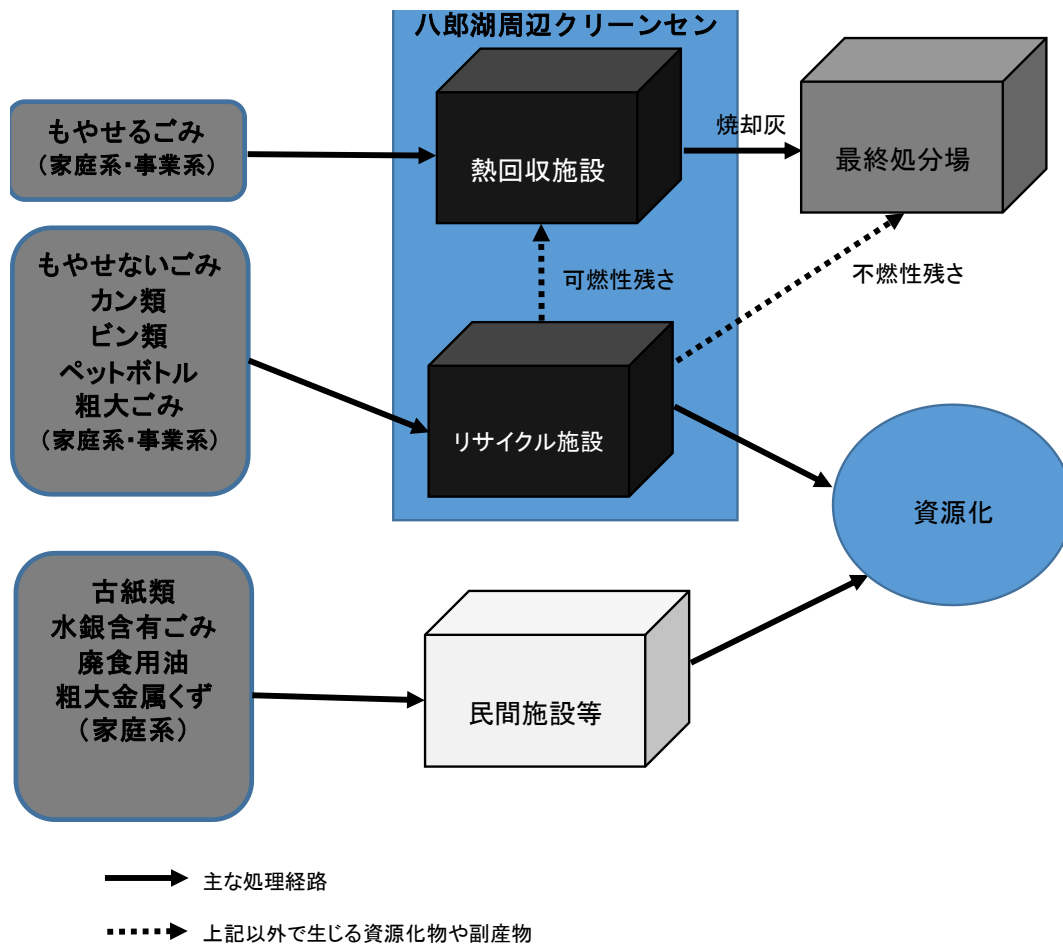
- ・所在地 南秋田郡大潟村字方口 1 7 0 - 1
- ・供用開始 昭和 4 0 年 4 月
- ・埋立面積 1 7 8, 0 0 0 平方メートル
- ・埋立容積 3 5 6, 0 0 0 立方メートル
- ・埋立ごみの種類 不燃物・粗大ごみ（油脂類・有害物質除く）

4. 廃棄物処理施設の整備

クリーンセンターの熱回収施設及びリサイクル施設については、八郎湖周辺清掃事務組合が整備及び管理運営を行うこととします。

ごみ処分場についてはその都度修繕を実施し、施設の維持管理に努めます。
また、ごみ処分場は国有地を使用しており、使用期間終了後も継続して使用できるよう、管理受託者である県に要請していくものとします。

5. ごみ処理経路図

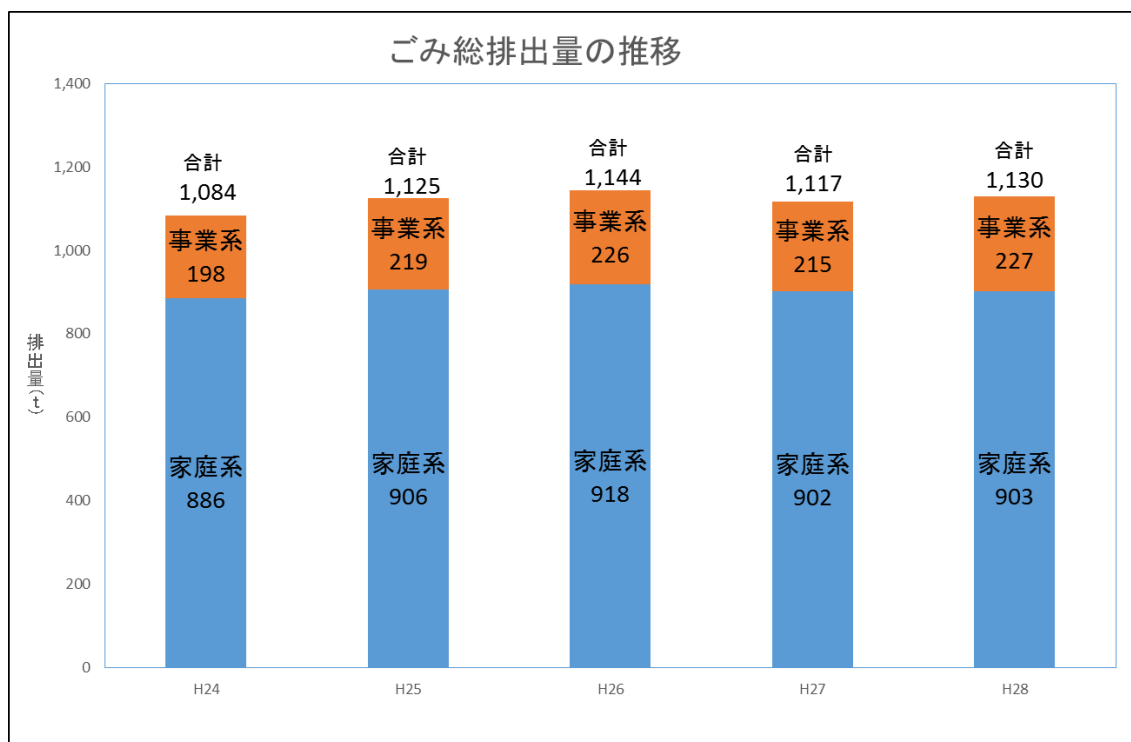


6. 実績

(1) ごみ総排出量

ごみの総排出量は直近の5年間でほぼ横ばいで推移しております。

また、本村では家庭系ごみと事業系ごみがほぼ8：2という割合で推移しており、多くを占める家庭系ごみの減量が求められます。



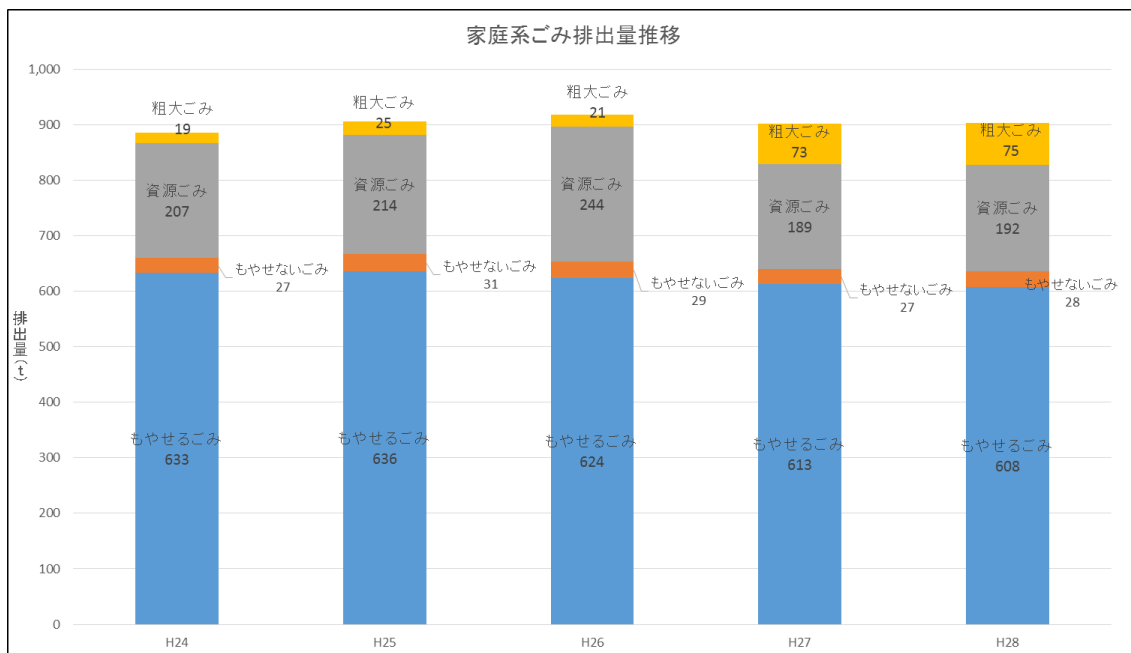
出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

（２）家庭系ごみ排出量推移

直近５年間の排出量をみると、もやせるごみの量は減少傾向にあることがわかります。もやせるごみは家庭系ごみの約７０％を占めるため、今後も継続して減量に取り組む必要があります。

また、※資源ごみについては平成２７年度以降２００ｔを下回っておりま
す。リサイクル率を向上させ循環型社会形成を推進するために、各種施策の実
施や分別の徹底を通して、総排出量を減らしつつ資源ごみの割合を増やしてい
くことが求められます。

※粗大ごみについては平成２７年度以降増加していますが、これは環境省で実
施する一般廃棄物処理実態調査において、平成２７年度から庭木・剪定枝類を
粗大ごみとして計上したことによるもので、家庭から排出される粗大ごみの排
出量事態はほぼ横ばいで推移しています。

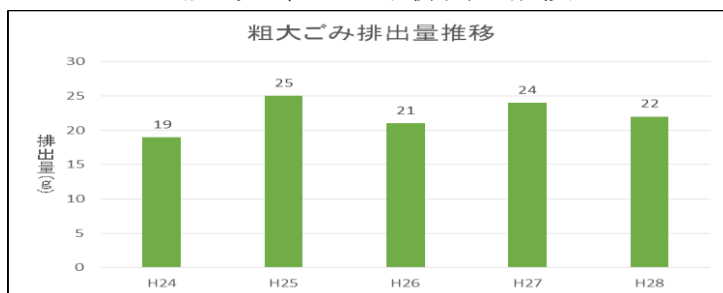


出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

※資源ごみ…再資源化が可能なごみ

※粗大ごみ…家具・乗物など指定ごみ袋に入らない大きさのごみ

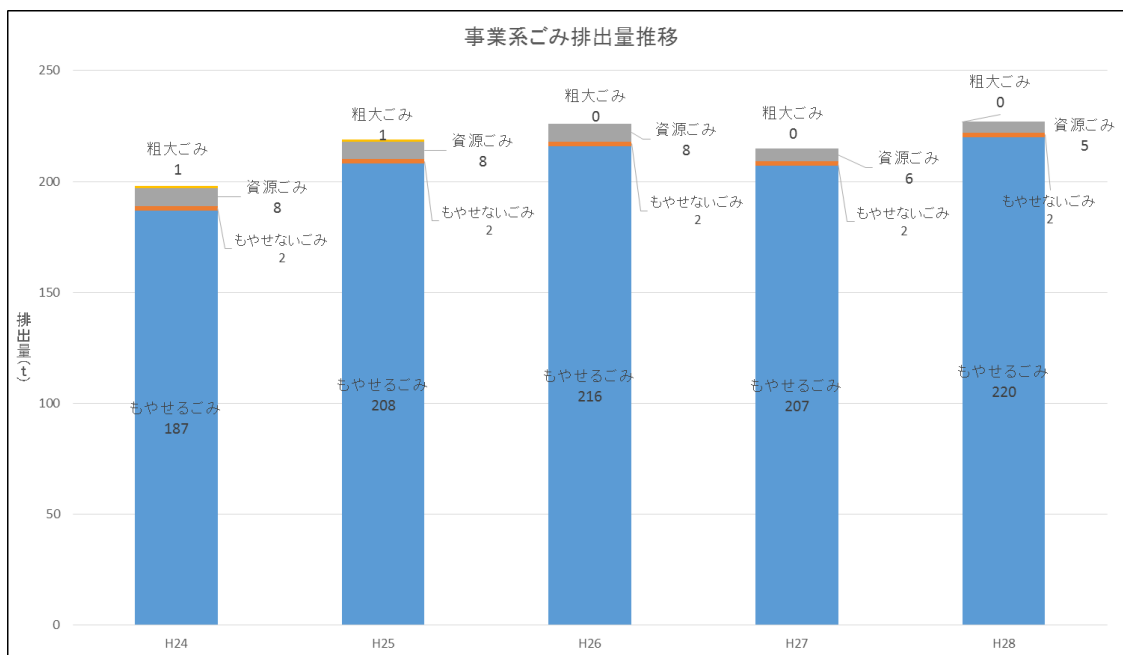
(参考：粗大ごみ排出量推移)



(3) 事業系ごみ排出量推移

直近5年間の排出量をみると、平成25年度以降はほぼ横ばいで推移しておりますが、もやせるごみの排出量が平成25年度以降200tを上回り、全体の90%以上を占めています。

村は事業所が少ないため、ごみ総排出量に占める事業系ごみの割合は小さいですが、各事業所に対しても一般村民と同様にもやせるごみ削減を中心としたごみ減量化等に係る各種取り組みを実施するよう要請していきます。



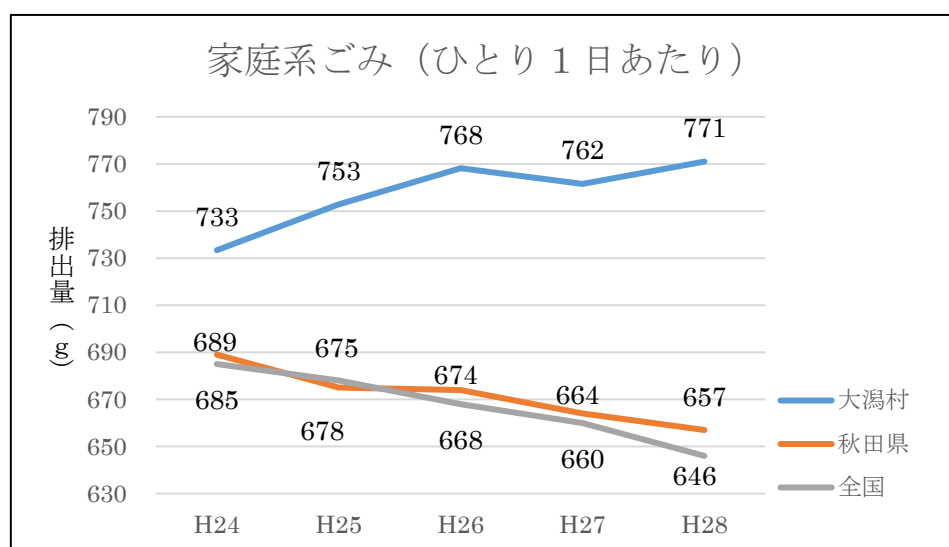
出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

(4) ひとり1日あたりのごみ排出量

①家庭系ごみ

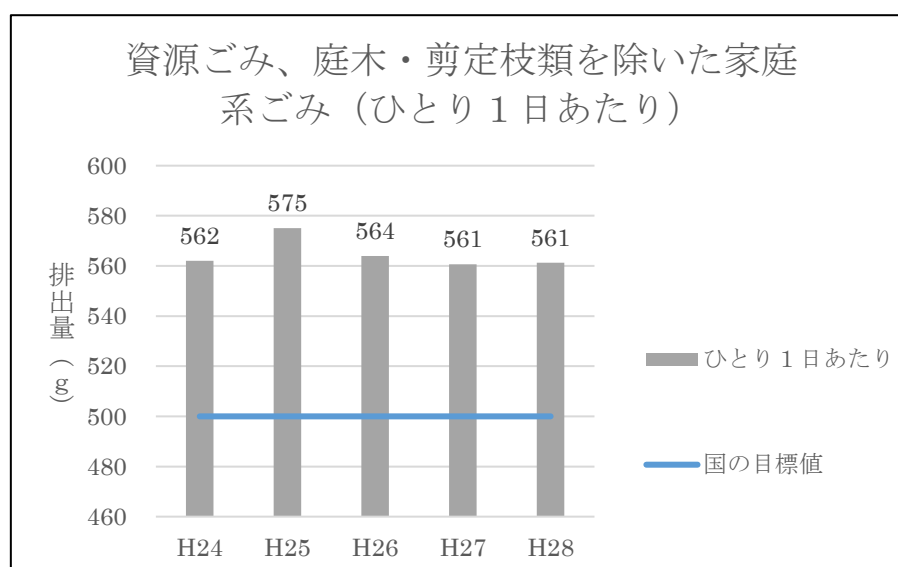
直近5年間の推移をみると、国・県平均ともに減少傾向にあるのに対し、村においては増加傾向となっているのに加え、平成28年度は全国平均よりも約120g以上上回っています。

これは、農家が排出する事業系ごみの一部が家庭系ごみとして排出されていることが一つの要因と考えられます。



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

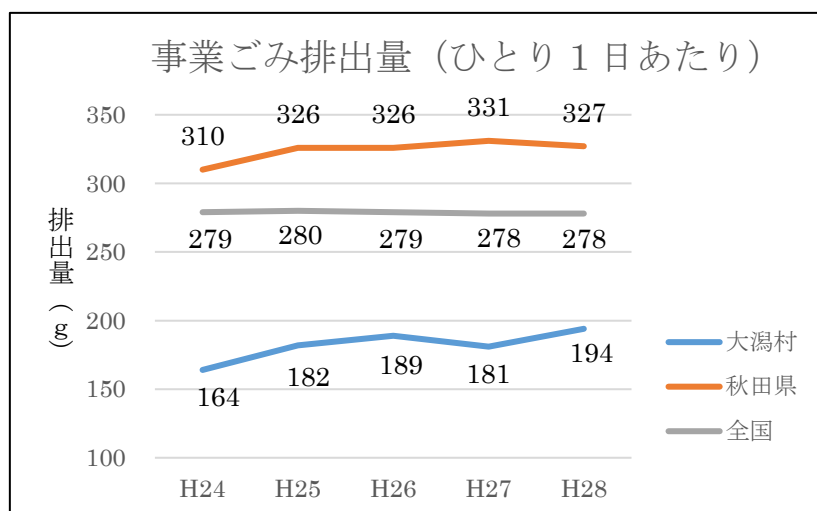
(参考：資源ごみ、庭木・剪定枝類を除いたひとり1日あたりの家庭系ごみ排出量推移)



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

②事業系ごみ

直近5年間でみると、他の地域に比べ事業所が少ないことが影響し、村の事業系ごみはいずれの年度においても国・県平均を下回り、低い値で推移していますが、若干の増加傾向となっています。

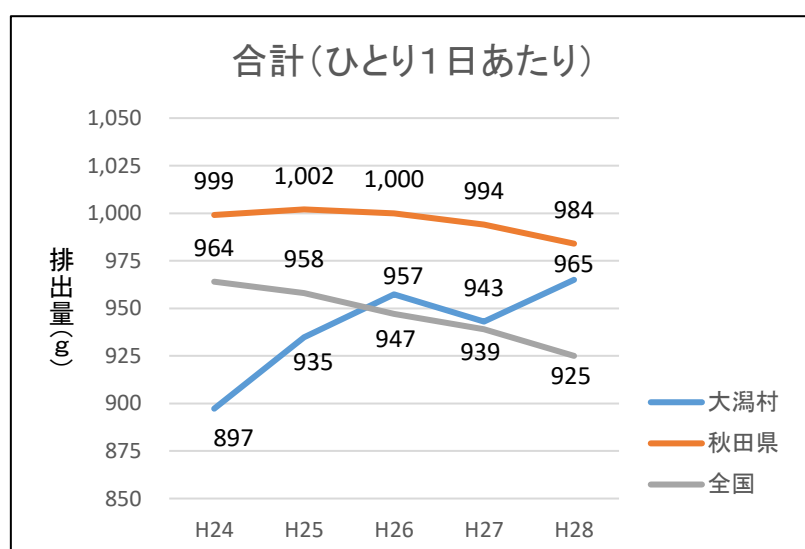


出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

③家庭系・事業系ごみの合計

直近5年間でみると、平成25年度まで国・県平均を下回っておりましたが平成26年度以降は国の平均を上回る値で推移しております。

家庭系ごみの排出量が全体の量を底上げしているため、引き続き家庭系ごみの減量化が急務となります。



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

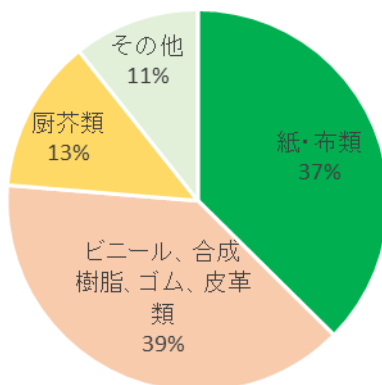
(5) ごみの組成

八郎湖周辺クリーンセンターでは、施設の運転管理を適正に行うために、家庭系ごみの組成調査を年4回季節ごとに実施しています。

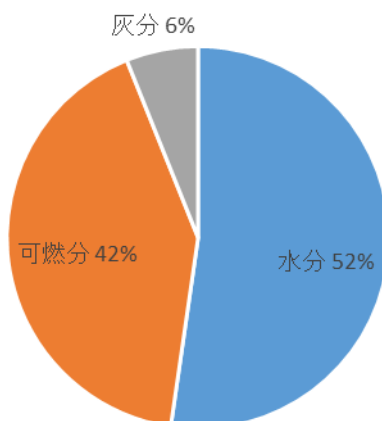
平成28年度のデータを見ると、もやせるごみの中にはリサイクル可能な紙・布類及び厨芥類（生ごみ）が全体の半分以上を占めており、またその成分の半分以上が水分であることが示されています。

このデータから、資源化可能物の分別の徹底や生ごみの水きりなどにより、家庭系ごみのさらなる減量が可能であることがわかります。

平成28年度可燃ごみ組成調査結果(平均値)



平成28年度可燃ごみ成分(平均値)

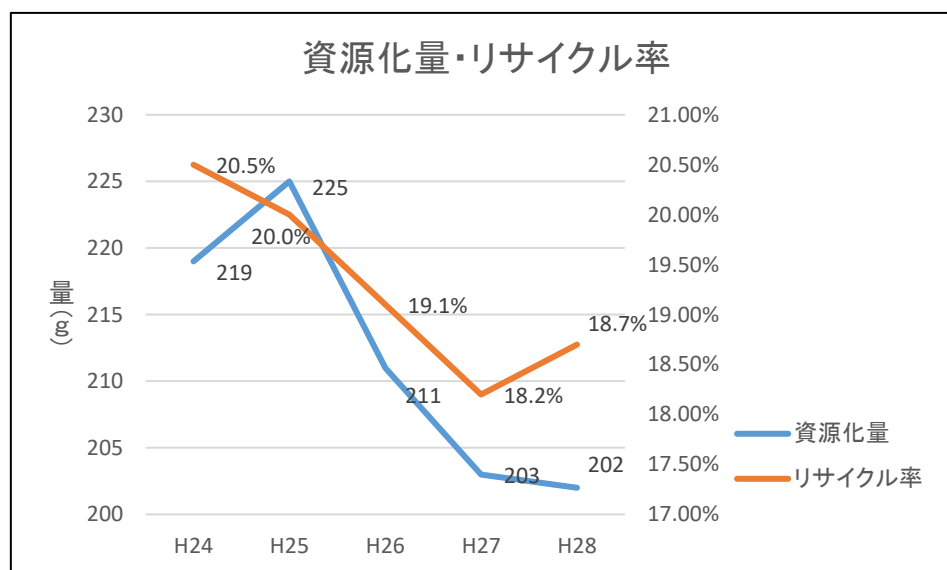


出典：八郎湖周辺クリーンセンター

(6) 資源化量・リサイクル率の推移

直近５年間でみると、資源化量及び、リサイクル率は減少傾向にありましたが、２８年度はリサイクル率がわずかではありますが上昇しました。

廃棄物処理法基本方針によると、国では平成３２年度までにリサイクル率を２７％程度まで引き上げることが目標としており、村のリサイクル率はこれを大きく下回っている現状となっています。

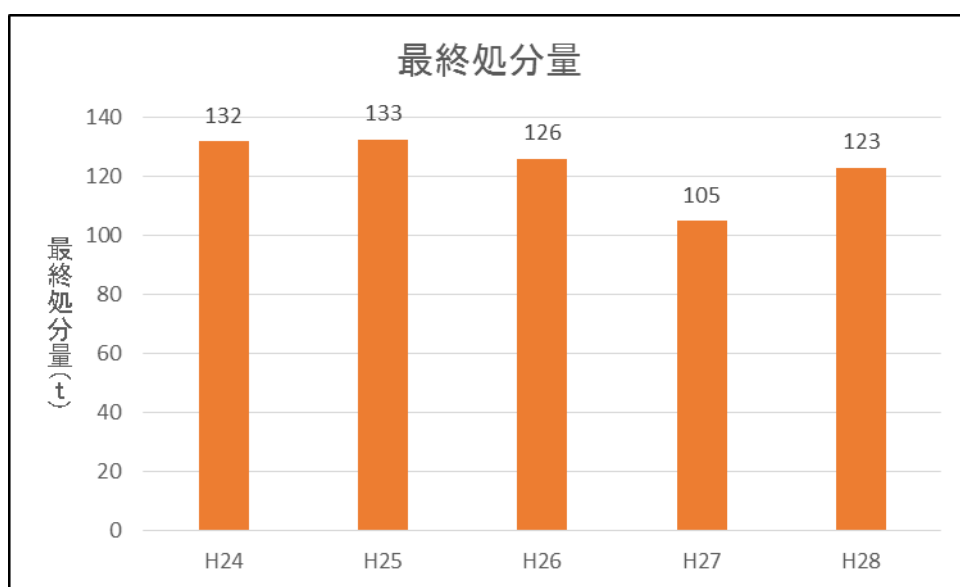


出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

(7) 最終処分量

村には管理型最終処分場がないため、焼却灰等の埋立は他市町に委託しています。ここ数年は減少傾向にありましたが、28年度は一転して増加となりました。

最終処分場は全国的に容量不足が問題となっており、延命化を図るため処分量の削減が求められます。

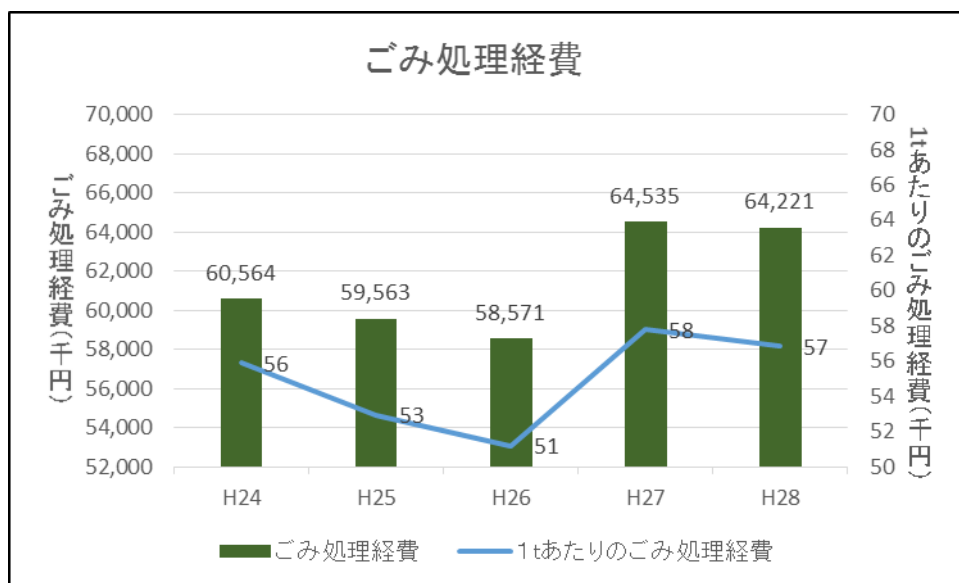


※最終処分量・・・クリーンセンターから発生する焼却灰等の処理量の合計です。

(8) ごみ処理経費

ごみ処理経費については平成27年度以降増加していますが、主な要因としてクリーンセンターの修繕費増が挙げられます。

施設の老朽化等に伴う修繕費の増加は今後も続くことが予想されるため、ごみ処理量の削減を通じ少しでも経費を節減していくことが求められます。



※1 t あたりのごみ処理経費＝ごみ処理経費÷ごみ処理量とします。

※ごみ処理量＝ごみ総排出量とします。

※ごみ処理経費…経常的なものとごみ減量化に係るものを除いたごみ処理に関する経費です。

7. ごみ処理の課題

ごみ処理の現状を踏まえ、（１）分別・３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）（２）収集・運搬（３）中間処理・最終処分の３つの観点から課題を整理します。

（１）分別・３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）

村のごみ総排出量は近年ほぼ横ばいで推移しており、顕著な減少は見られません。特徴として、ひとり１日あたりの家庭系ごみ排出量は国・県平均を大きく上回る値で推移しており、事業系ごみの排出量は大きく下回る値で推移していることが挙げられます。

これは、農作業により排出されるごみ（＝事業系ごみ）が家庭系ごみと混同していることが要因の１つと考えられます。また、家庭系のもやせるごみ組成調査において、資源化物の混入や生ごみの水切り不徹底が散見されることから、もやせるごみの減量の余地は十分にあると考えられるため、分別の徹底を基本とした発生抑制（リデュース）をさらに推進していく必要があります。

また、村のリサイクル率は年々減少しており、国で定める目標の実現は難しい現状となっています。資源化物の分別不徹底を大きな要因と捉え、分別をより徹底するとともに、リサイクルプラスチックや廃食用油など資源化物の拠点回収を強化していくことが求められます。

事業系ごみについては、事業者に対し、原材料の選択や製造・販売工程を工夫するなど、より一層排出抑制に努めるよう要請していく必要があります。

（２）収集・運搬

村が実施している移住・定住化促進事業の進捗状況によっては、村内に設置している集塵箱の数が増加することも考えられます。このような状況を踏まえながら、今後の収集運搬業務の効率性や適正な収集体制の維持などについて検討していく必要があります。

また、村ではごみ処分場からクリーンセンターまでの事業系ごみ運搬費を村費により賄っています。事業系ごみについては事業者自身による処理が原則であるため、必要性等を勘案しながら今後も継続するかを検討していく必要があります。

(3) 中間処理・最終処分

平成20年3月から供用を開始したクリーンセンターは平成34年度をもって一般的な耐用年数を迎えるため、基幹的設備改良事業による長寿命化を図る必要がありますが、今後の八郎湖周辺の人口減少を勘案すると施設の維持管理に係る負担は増加することが予想され、効率的な運営が難しくなることが見込まれます。よって、秋田市の溶融施設など、他の処理施設への処理委託も視野に入れた検討をクリーンセンター構成市町村で実施していくことが求められます。

ごみ処分場については、軽微な修繕はその都度実施してきましたが、近年施設の経年劣化が著しいことから、今後は施設の更新も視野にいれながら、長期使用を図る必要があります。

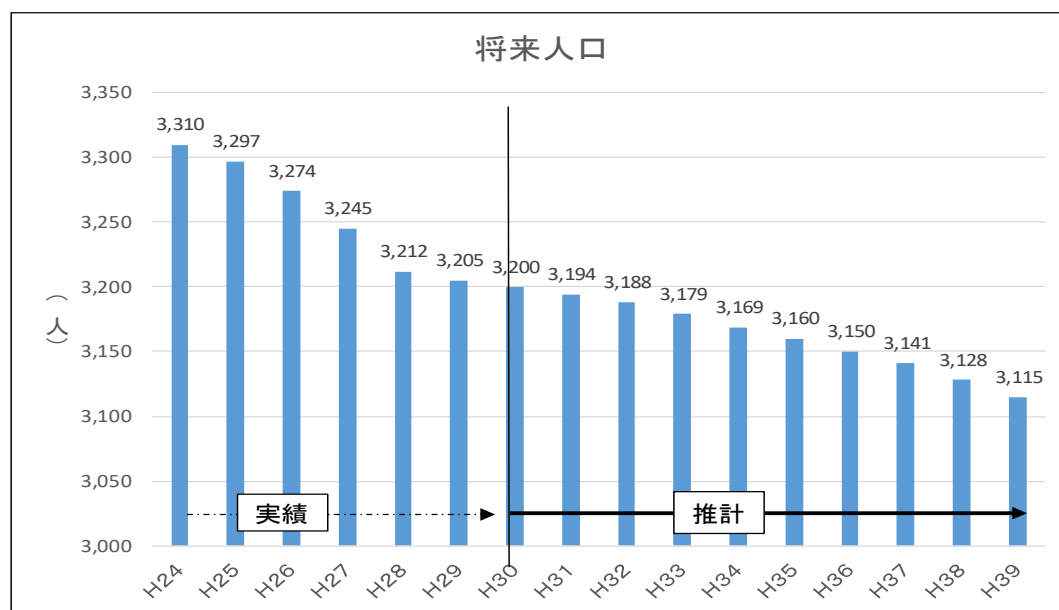
また、村の焼却灰等の埋立を委託している男鹿市・五城目町・井川町の最終処分場の埋立容量合計は残り約55%、残余年数は10年程度であると見込まれることから、焼却灰等の更なる削減が求められます。

第 3 節 ごみの排出量の推計及び数値目標

1. ごみ排出量の推計

(1) 将来人口

将来人口については、第 2 期総合村づくり計画を参考とし、住民基本台帳の過去の実績を基に将来の動向について推計したものです。



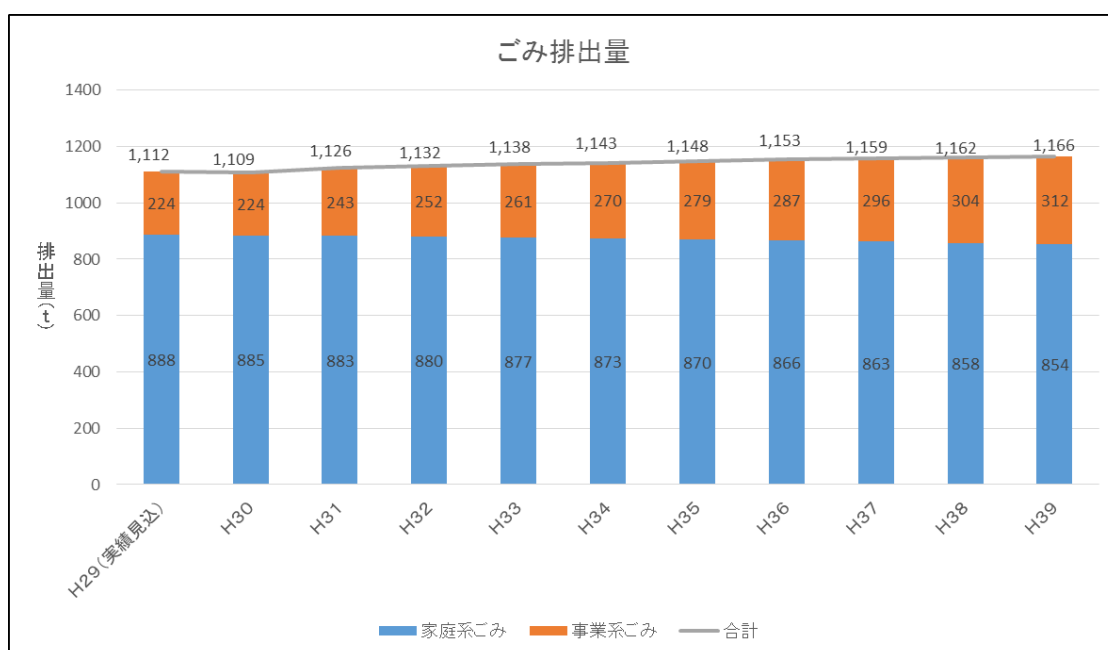
※実績値は環境省で実施する「一般廃棄物処理実態調査」にあわせ、当該年度の 10 月 1 日現在の数値とします。

(2) ごみ排出量推計

ごみの排出の抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合を想定し、過去の実績を基に排出量を算出したうえ、将来推計人口を乗じて算出します。

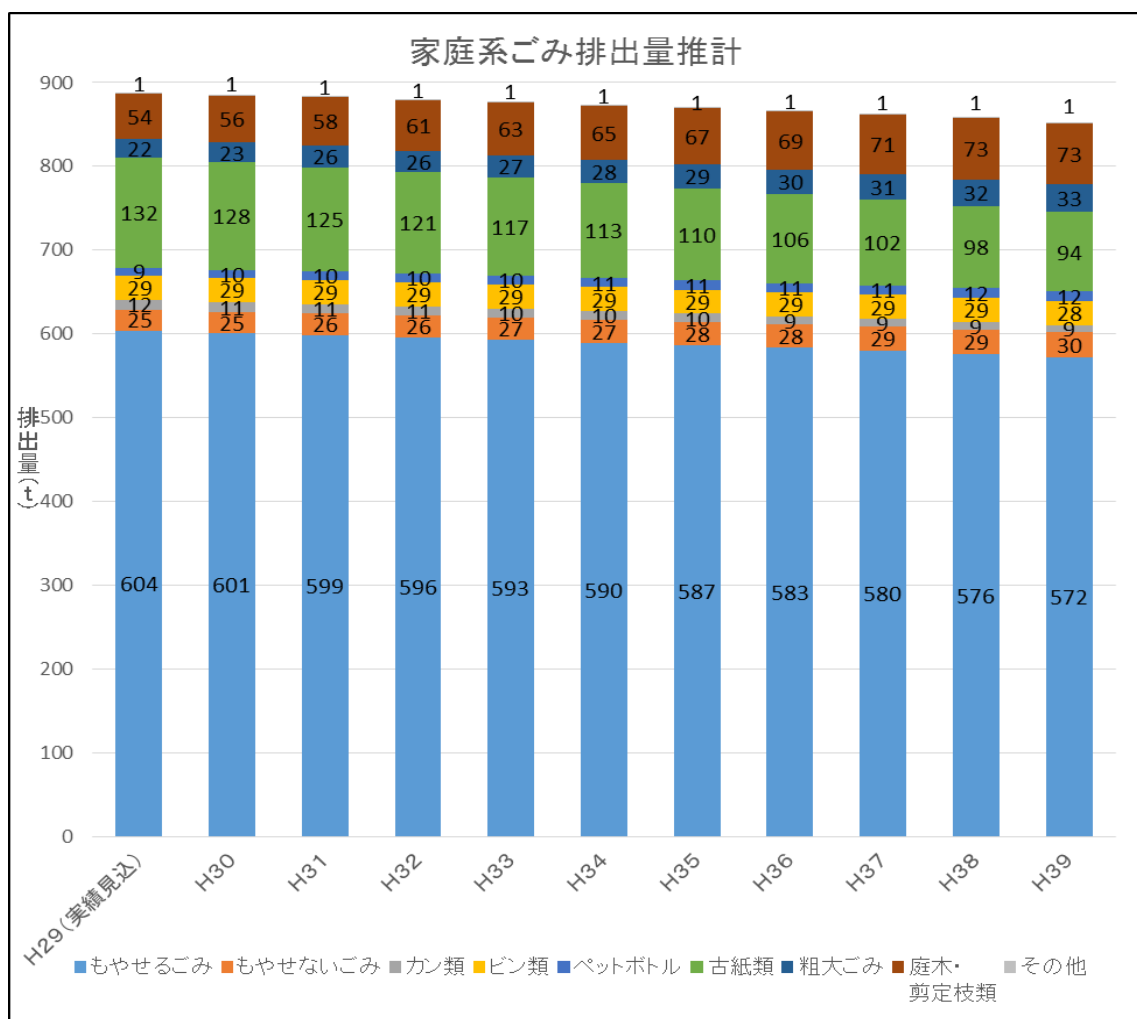
$$\boxed{\text{将来のごみ排出量}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{過去の実績から、} \\ \text{ごみの区分ごとに排出量を} \\ \text{算出} \end{array}} \times \boxed{\text{将来人口}}$$

① ごみの総排出量推計



※少数点以下四捨五入

②家庭系ごみ排出量推計

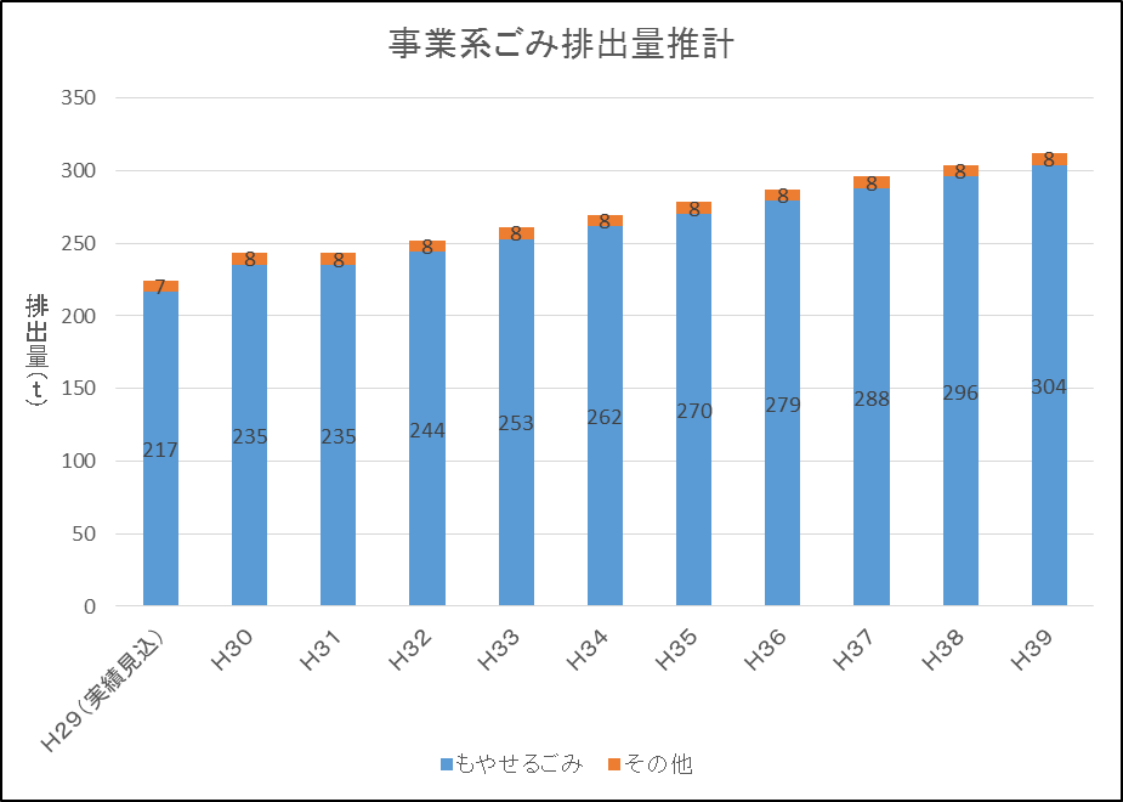


	排出量(t)										
	H29(実績見込)	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
もやせるごみ	604	601	599	596	593	590	587	583	580	576	572
もやせないごみ	25	25	26	26	27	27	28	28	29	29	30
カン類	12	11	11	11	10	10	10	10	9	9	9
ビン類	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	28
ペットボトル	9	10	10	10	10	11	11	11	11	12	12
古紙類	132	128	125	121	117	113	110	106	102	98	94
粗大ごみ	22	23	26	26	27	28	29	30	31	32	33
庭木・剪定枝類	54	56	58	61	63	65	67	69	71	73	73
水銀含有ごみ	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
リサイクルプラスチック	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
廃食用油	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

※少数点以下四捨五入（水銀含有ごみ、リサイクルプラスチック、廃食用油については少数点第2位以下四捨五入）

※端数処理により合計が合わない場合があります。

③事業系ごみ排出量推計



	排出量(t)										
	H29(実績見込)	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
もやせるごみ	217	226	235	244	253	262	270	279	288	296	304
もやせないごみ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
カン類	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
ビン類	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
ペットボトル	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※少数点以下四捨五入

※端数処理により合計が合わない場合があります。

2. 数値目標

本村におけるごみ減量等の目標設定にあたっては、国の第3次循環型社会形成推進基本計画を参考に、28年度実績を基に効果的な施策の展開によって新たな目標値を定めることとします。

(1) ひとり1日当たりのごみ排出量

国によるひとり1日当たりのごみ（資源化物、事業系含む）排出量目標値は約890gと定められています。

本村の28年度実績は965gだったことから、国が掲げる目標の達成に向け、本村における平成39年度の数値目標を28年度比で約10%削減と定めます。

ひとり1日あたりのごみ排出量

平成28年度比 約10%削減
(965g⇒868g)

(2) ひとり1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ、集団回収を除く）

国による家庭系ごみ排出量（資源化物、集団回収を除く）目標値は約500gと定められています。

本村の28年度実績は561gだったことから、国が掲げる目標の達成に向け、本村における平成39年度の数値目標を28年度比で約10%削減と定めます。

ひとり1日あたりの家庭系ごみ排出量

平成28年度比 約10%削減
(561g⇒500g)

(3) 事業系ごみ排出量

国では、事業者の一般廃棄物の減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標として、事業系ごみの総量について目標年度において平成12年度比で約35%削減することを目標として掲げています。しかし、本村においてはごみの総量に占める事業系ごみの割合が約2割と他の自治体と比較して小さいため、規模にあった削減目標を設定する必要があります。

このことを踏まえ、本村における平成39年度の数値目標を28年度比で約10%削減と定めます。

事業系ごみ排出量

平成28年度比 約10%削減
(227 t ⇒ 204 t)

(4) リサイクル率

国によるリサイクル率の目標値は17%となっていますが、本村における28年度の実績は18.7%でした。

国の設定目標は達成していますが、率自体は年々減少していることから、分別の徹底等によってさらにリサイクルを推進するため、平成39年度の数値目標を20.5%と定めます。

リサイクル率

平成28年度比 約10%引き上げ
(18.7% ⇒ 20.5%)

(5) 最終処分量

本村には焼却灰等を埋立てる最終処分場はありませんが、埋立を委託している他の自治体の現状を鑑み、できる限り最終処分量を削減するため、平成39年度の数値目標を28年度比で10%削減と定めます。

最終処分量

平成28年度比 約10%削減
(123 t ⇒ 111 t)

第4節 目標達成に向けた取り組み

1. ごみの発生抑制のためのそれぞれの役割

本計画で掲げた目標の達成に向け、村、事業者、村民それぞれが担うべき役割を以下の通り設定します。

〈村の役割〉

- ごみの排出状況を適切に把握する。
- 排出抑制に係る普及啓発や情報提供を通し村民の自主的な取組を促す。
- 排出抑制に関して村民や事業者の模範となるよう努める。
- 分別収集の推進及び再生利用により、ごみの適正な循環的利用に努める。
- ごみの適正な処理に努める。

〈事業者の役割〉

- 村の施策に積極的に協力する。
- 製造工程や輸送工程を工夫し、ごみの排出抑制に努める。
- 環境物品等の使用を促進し、過剰包装や使い捨て品の使用等を抑制する。
- 食品廃棄物の排出を抑制する。

〈村民の役割〉

- 村の施策に積極的に協力する。
- 商品の購入にあたっては、繰り返し使用できるものや耐久性に優れたものなど環境負荷の少ないものを選択する。
- 特に食品の購入にあたっては、賞味期限に対する正しい理解を深め、適量の購入及び食べきり等により食品ロスの削減に努める。
- ごみの分別を正確に行い、3Rを推進する。
- 古着回収などの集団回収に積極的に参加する。

2. 目標達成に向けた村の施策

大潟村環境基本計画では、目指すべき環境像として「豊かな自然環境と共生する村」を掲げており、実現に向け4つの基本目標を設定しています。その中には「廃棄物の適正処理とリサイクルの推進」という廃棄物処理に関する項目があり、本計画では目標達成に向けこの項目に沿った施策を実施します。

(1) 適正な廃棄物処理の推進

①ごみ分別の周知徹底と適正処理を推進します

- ・村がごみの発生抑制や再生品の利用、リサイクルなどの取り組みを積極的に進めるとともに、本計画等を着実に履行することで、事業者や村民の模範となるよう努めます。また、率先して地域のごみの減量活動に参加するなど積極的に地域に関わっていきます。
- ・ごみ処理一覧表や広報・HP等によりごみの分別に関する適切な情報提供を行うことで排出ルール of 徹底を図り、正確なごみの分別に努めます。

②廃棄物処理施設の適正管理を推進します。

- ・ごみ処分場などの廃棄物処理施設の適正管理に努め、継続的に使用可能となるよう整備していきます。

(2) 廃棄物減量化・リサイクルの推進

①ごみの減量化とリサイクルを推進します。

- ・プラスチック及び廃食用油を拠点回収しリサイクルを推進します。
- ・不用衣類の集団回収に対する支援を行い衣類リサイクルを推進します。
- ・水銀含有ごみを分別回収し、水銀使用製品の再利用を促進します。
- ・庭木・剪定枝類を回収し木材の再利用を推進します。
- ・環境啓発グッズを配布しごみ減量化に努めます。
- ・フリーマーケットやエコ教室を随時開催し、ものをできる限り捨てずに大切に使う意識の醸成を図ります。

②特に生ごみの減量化、資源化について対策を推進します。

- ・生ごみ減量化講習会を開催し、もやせるごみに多く含まれる生ごみの減量について普及を図ります。
- ・生ごみ処理容器（生ごみ処理機やごみ処理バケツ、コンポストなど）の購入に関し助成を行い、生ごみの堆肥化を推進します。
- ・生ごみの堆肥化を促進する EM ボカシを無料配布し、手軽にできる堆肥づくりを推進します。また、EM ボカシの制作を実施する団体に対し助成を行います。